

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月29日（平成28年（行個）諮問第147号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第210号）

事件名：パワーハラスメントに関するアンケートの本人の回答等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日A，陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である開示請求者に回答提出を求めた，パワーハラスメントに関するアンケートの質問用紙及び開示請求者本人の回答」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年2月8日付け防人服第1927号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 特定年月日A，陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である異議申立人に回答提出を求めた，パワーハラスメントに関するアンケートは，特定年月日Bより実施された陸上自衛隊特定学校に対する防衛監察に備えてのものであり，異議申立人を含め陸上自衛隊特定学校特定部職員に対し実施したものである。アンケートの質問用紙及び回答そのものが不存在としても，回答を集計したものや，回答により「陸上自衛隊特定学校特定部にパワハラはない」と結論づけた文書は存在し，保管されているはずである。尚，「陸上自衛隊特定学校部にパワハラは無い」との結論は特定年月日Cに開催された陸上自衛隊特定学校特定部ミーティングにて特定個人Aが特定部職員全員に対し発表したものである。
- (2) 当パワーハラスメントに関するアンケートが実施される前，特定年月日Dより特定個人A及び陸上自衛隊特定学校特定個人Bは異議申立人に対し執拗なパワハラを繰り返しており，異議申立人は当パワーハラスメントに関するアンケートの回答によって救いを求めたにもかかわらず，特定個人A，特定個人Bの両名は，特定年月日Eに異議申立人が依願退

職を電話で申し出るまで、異議申立人に対するパワハラをやめることはなかった。特定年月日Fより特定個人Aは特定個人Bらに命じて、異議申立人が帰宅後に異議申立人の業務用パソコン内のデータを調べさせ、異議申立人が上記兩名より受けているパワハラについて陸上幕僚監部監理部総務課公益通報窓口への公益通報を企てていること、異議申立人が依願退職を避けられなくなったとしても、その際は特定個人A、特定個人Bの兩名をパワハラで訴えることを異議申立人が企図していることを察知していたので、証拠となるこれらの記録を、特定年月Aに廃棄しているとは考えにくい。現に、特定年月日G陸上自衛隊特定学校特定室で、特定個人Bが陸上自衛隊特定学校特定個人Cを書記として同席させた、異議申立人に対する取調べでは、特定個人Bは異議申立人に対し「これらは証拠として残しておく」と明言している。

- (3) 前2項の理由により、当アンケートに関する文書は何らかの形で保管されているはずであり、不開示決定の取消しを求める異議を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、平成28年2月8日付け防人服第1927号により、原処分を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立ての主張について

異議申立人は、「特定年月日Aに陸上自衛隊特定学校特定部職員に対し実施したパワーハラスメントに関するアンケートの質問用紙及び回答そのものが不存在としても、回答を集計したものや、回答により陸上自衛隊特定学校特定部にパワーハラスメントはないと結論づけられた文書は存在し、保管されているはずであり、また、陸上自衛隊特定学校特定個人A及び陸上自衛隊特定学校特定個人Bの兩名をパワハラで訴えることを異議申立人が企図していることを察知していたので、証拠となる記録を、特定年月Aに廃棄したとは考えにくく、特定年月日G陸上自衛隊特定学校特定室で、特定個人Bが異議申立人に対する取調べを実施した際、『これらは証拠として残しておく』と明言していることにより、当アンケートに関する文書は何らかの形で保管されているはずである。」と主張している。しかしながら、本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書については、特定年月Aに廃棄しており、再度、陸上自衛隊特定学校特定部事務室書庫、事務机の中及びパソコン内の中を探索したが、存在を確認できなかったため、原処分を行ったものである。

よって、異議申立人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月30日 審議
- ④ 同年2月23日 審議
- ⑤ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日A、陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である開示請求者に回答提出を求めた、パワーハラスメントに関するアンケートの質問用紙及び開示請求者本人の回答」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 陸上自衛隊特定学校特定部（以下「特定学校特定部」という。）では、特定年月Bにパワーハラスメントの有無について確認するため、独自にアンケートを実施した。

イ 本件対象保有個人情報が記録されている行政文書に該当するのは、当該アンケートの回答用紙と一体となった調査票であるところ、当該調査票は、全て、陸上自衛隊文書管理規則（平成23年陸上自衛隊達第32-19号。以下「文書管理規則」という。）別紙第20の陸上自衛隊標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満とすることができる」とされている「上記以外で、随時発生し、短期に目的を終えるもの」（同基準備考6）に該当するものである。

ウ そして、当該アンケートを実施した結果、特定学校特定部においてパワーハラスメントはないことが確認され、目的を達成したことから、当該アンケートの回答用紙と一体となった調査票は、本件開示請求の前である特定年月Aに廃棄された。

エ なお、異議申立人が「存在し、保管されているはずである」と主張している「回答を集計したものや、回答により『特定学校特定部にパワハラはない』と結論づけた文書」は、そもそも作成されていな

い。

- (2) そこで検討するに、当審査会において、諮問庁から文書管理規則の提示を受けて確認した結果によれば、同規則は、保存期間について上記(1)イのとおり定めていると認められるところ、当該アンケートの調査票は、同規則別表第20の陸上自衛隊標準文書保存期間基準の表中に該当するものがなく、したがって、同基準備考6の「上記以外で、随時発生し、短期に目的を終えるもの」に該当し、その保存期間は、「1年未満とすることができる」ものに当たる旨の諮問庁の上記(1)イの説明は、首肯できる。
- (3) そして、当該アンケートの回答から、特定学校特定部においてパワーハラメントがないことが確認されたとして当該アンケートの調査票を廃棄したとの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、また、「回答を集計したものや、回答により『特定学校特定部にパワハラはない』と結論づけた文書」が作成されていない旨の諮問庁の説明についても、そうした説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、これを首肯せざるを得ない。
- (4) また、本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、特定学校特定部事務室、書庫、事務机、パソコン内、共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできず、本件異議申立てを受けて念のため改めて行った探索においても、その存在を確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はない。
- (5) したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報が記録された行政文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史